

# 審議中の健保法改正案「一部保険外療養」の対象は “薬剤のみに限定されない”

## ◆身近な医療行為が保険から外される可能性も

今国会提出の健康保険法等改正案に、保険外併用療養の新たな類型として「一部保険外療養」の創設が盛り込まれています。

今回は、いわゆるOTC類似薬の内、77成分・約1100品目を対象に開始されるものの、法案では『(OTC類似薬)を用いた療養その他の適正な医療の提供』としていることから、「あらゆる療養の給付が一部保険外療養の対象になり得るのでは」との指摘に対し、厚労省は「法律の規定上は薬剤のみには限定されていない」と認めました。

OTC 類似薬  
への追加負担  
だけじゃない!?



\* 将来的に、追加負担の対象薬剤を増やす方針を自民・維新政府は確認済

\* 「一部保険外療養」の創設で、診察や処置、手術なども保険から外される危険

◆ 下記の請願署名に是非ともご協力をお願い致します。

**FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会【担当:高田】**

衆議院議長殿／参議院議長殿

請願事項

**●ロキソニンやアレグラなど、77成分・約1100品目の薬について、追加負担をやめること**

住 所:

医療機関名:

氏 名:

※ゴム印でも  
結構です。

医療機関での患者(スタッフ)向け署名に

協力する → 署名用紙(5名連記)( )枚 A5判リーフレット( )枚

※患者向け署名への協力が難しい場合でも、上記の会員署名へのご協力をよろしくお願いいたします。